

説明

12月2日以降の資格確認方法等について

中医協総-4
6.11.6ひとくらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare**マイナ保険証の利用促進等について
(12月2日以降の医療機関等の窓口における資格確認方法)**

厚生労働省 保険局

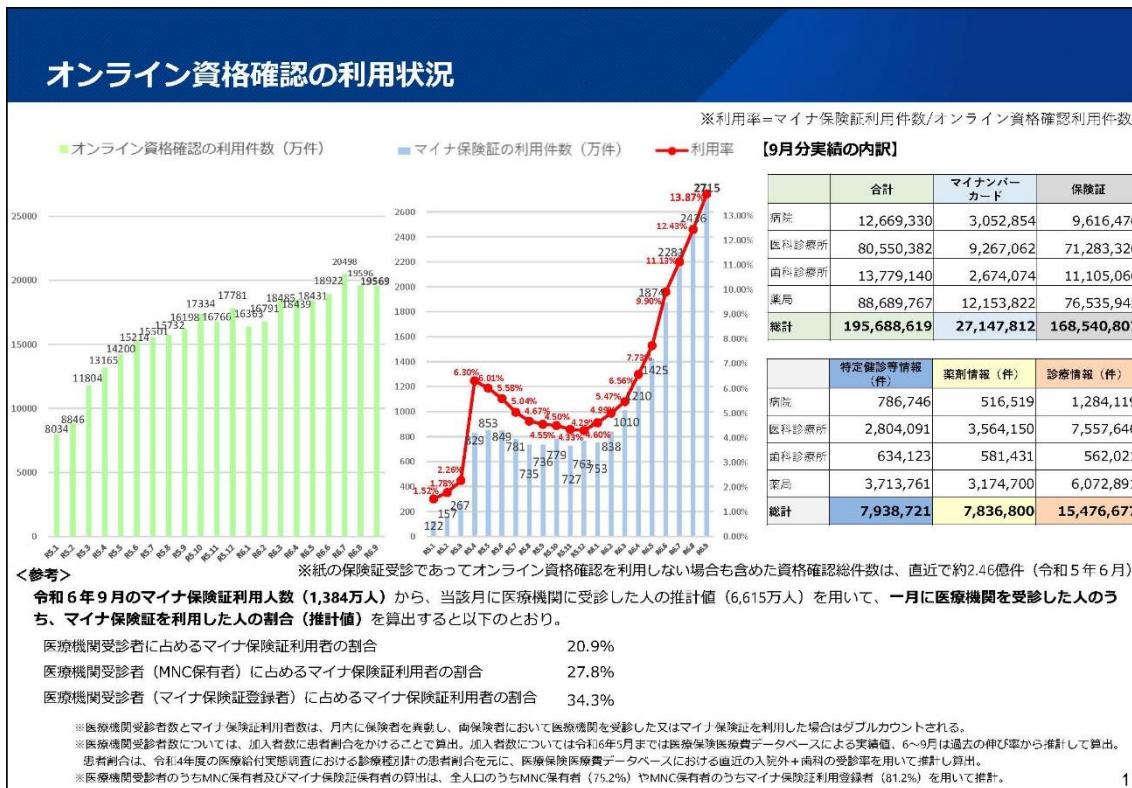
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

続きまして、「マイナ保険証の利用促進等について」を議題といたします。事務局より資料が提出されておりますので、説明をお願いいたします。

○厚労省保険局医療介護連携政策課・山田章平課長

はい。医療介護連携政策課長でございます。「総-4 12月2日以降の医療機関等の窓口における資格確認方法」をご覧ください。



めくっていただきまして、1ページであります、利用状況であります。

マイナ保険証の利用件数。令和6年9月で、2,715万件。利用率にいたしますと、13.87%となっております。

下段は人に着目した利用状況であります、6年9月のマイナ保険証の利用人数は1,384万人となっております。

マイナ保険証を持っている方が医療機関を受診した場合に、マイナ保険証を利用した者の割合が34.3%、3人に1人を超えたところということになっております。

各種施設類型におけるマイナンバーカードを用いた資格確認

12月2日以降の各医療機関等でのマイナンバーカードによる資格確認方法は①～③のいずれかにより実施。

- ① **通常のオンライン資格確認**：資格確認や健康・医療情報を取得・活用できる仕組み
⇒顔認証付きカードリーダー+マイナンバーカードと顔認証・PIN入力又は目視確認モードで本人確認
- ② **居住同意取得型**：モバイル端末で資格確認や健康・医療情報を取得・活用できる仕組み
⇒スマートフォン、タブレット等+マイナンバーカードとPIN入力又は目視確認（アプリのみ）で本人確認
- ③ **資格確認限定型**：モバイル端末等で資格確認のみを行う簡素な仕組み
⇒スマートフォン、タブレット等+マイナンバーカードとPIN入力又は目視確認で本人確認

施設類型	オンライン資格確認の分類	マイナンバーカードの読み取り方法（端末）	医療情報の取得・活用
保険医療機関、薬局	①	顔認証付きカードリーダー ※通常とは異なる動線での受付では②（スマートフォン、タブレット等）を任意で導入可	○
職域診療所	①	顔認証付きカードリーダー	○
訪問診療、訪問看護、訪問服薬指導、オンライン診療など ※令和6年12月～原則義務化	②	スマートフォン、タブレット等	○
経過措置の対象施設 ※(1)は適用終了 (1)システム整備中 (2)ネットワーク環境事情 (3)訪問診療のみ (4)改修工事中・臨時施設 (5)廃止・休止 (6)その他特に困難な事情	①・②	顔認証付きカードリーダー (訪問診療等の場合) スマートフォン、タブレット等 ※(2)～(6)のそれぞれの期限までに導入	○
	③	スマートフォン、タブレット等 ※対象は(2)・(4)・(6)のみ（任意）	×
健診実施機関			
助産所			
義務化対象外施設（紙レセプト医療機関・薬局）	③	スマートフォン、タブレット等	×
柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所 ※令和6年12月～原則義務化			2

2ページでございます。施設類型ごとに、どのような資格確認端末を使うのか、一覧に示しております。

下段が表になっておりまして、保険医療機関、薬局、また職域診療所の場合は、顔認証付きカードリーダー。通常のオンライン資格確認の仕組みを使っていただきまして、医療情報の取得・活用ができることとなっております。

表の3行目でありますが、訪問診療、訪問看護などにつきましては、顔認証付きカードリーダーを持ち歩くわけにはいきませんので、スマートフォン、タブレット、これらを用いましてマイナンバーカードを読み取っていただきます。この場合にも医療情報の取得・活用ができます。

表の下段のほうでありますが、紙レセプトの医療機関など義務化対象外施設でしたり、柔道整復師、あはきの方々はスマートフォン、タブレットなどを用いてマイナンバーカードを読み取っていただきます。医療情報の取得・活用はできない簡素な仕組みをご用意しております。

医療機関等の窓口で患者が資格確認を受ける方法（12月2日以降）

	資格確認方法	備考
①	マイナ保険証 ※顔認証マイナンバーカード含む	医療情報等の提供の同意に基づくよりよい医療を受けることが可能 12月2日以降、電子証明書の有効期限が過ぎても3か月間は引き続き資格確認を受けることが可能
	マイナポータル画面（PDF含む） +マイナンバーカード	マイナンバーカードで資格確認ができなかった場合に、窓口でスマートフォンの画面を提示
	資格情報のお知らせ +マイナンバーカード	マイナンバーカードで資格確認ができなかった場合に、窓口で資格情報のお知らせの用紙を提示
②	資格確認書（・健康保険証）	
	資格確認書でも保険証と同様に医療を受けることが可能 マイナ保険証を保有しない方には、現行の健康保険証の期限が切れるまでに申請によらず職権交付 健康保険証は、12月2日以降、有効期限の範囲内で最長1年間使用可能	

※マイナ保険証の場合には、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証の提示は不要。

3

3ページでございます。

患者の方々が窓口で、どのような資格確認のための証を持ってくるかという表であります。大きく分けて2つ。

①はマイナ保険証であります。

②が資格確認書または健康保険証ということでありまして、12月2日以降、どちらをお持ちいただくことになります。

「マイナポータルの画面 + マイナンバーカード」、「資格情報のお知らせ + マイナンバーカード」、これらでも資格確認できますが、これはマイナ保険証が使えないかった場合のオプションという位置づけになっております。

マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の対比表

	マイナ保険証	資格情報のお知らせ	資格確認書
マイナ保険証の有無	あり	あり	なし
対象者	マイナンバーカードを取得して保険証利用登録をした方	マイナ保険証の保有者 ※被用者保険は今年度は全加入者、それ以降は新規加入時等に交付 ※後期高齢者については、右記の暫定的な運用の間はマイナ保険証の保有者に対しても資格情報のお知らせを交付せず、資格確認書を交付	電子資格確認を受けることができない方（マイナ保険証未保有者、マイナンバーカード未保有者等） ※現行の保険証が失効する後期高齢者はマイナ保険証の保有状況に関わらず職権交付の対象（令和7年7月末までの暫定的な運用）
取得方法・受取手段	自治体に交付申請、原則対面での受取	保険者が申請によらず交付	当分の間はマイナ保険証未保有者等に保険者が申請によらず交付（原則は申請交付）
用途・使用方法	医療機関での資格確認時に、顔認証付きカードリーダーにかざして利用 ※顔認証・暗証番号入力・目視確認のいずれかで本人確認 厳格な本人確認により、オンライン資格確認等システムを通じて自身の医療情報等を医療機関に提供可能	単体では受診不可。 マイナ保険証が読み取れない場合や、オンライン化対象外施設・経過措置対象施設でカードリーダーが設置されておらず、オンライン資格確認が受けられない場合等に、マイナ保険証と併せて提示することで受診可能	医療機関での資格確認時に窓口に提示 ※医療機関への自身の医療情報の提供不可
券面事項	氏名・生年月日・性別・住所 ※裏面にマイナンバー	氏名・被保険者番号（負担割合）・保険者名	氏名・生年月日・性別・被保険者番号（負担割合）・保険者名・住所
様式・素材	カードのみ	A4紙（右下等で切り取り可）	基本はカード型（その他、ハガキ・A4型等）
発行開始時期	発行開始済み	令和6年12月2日～ ※被用者保険は令和6年9月から開始、地域保険（市町村国保）は基本的には保険証の期限が切れるタイミングで交付 ※このほか、12/2以降、新規加入時や負担割合変更時等に交付	令和6年12月2日～ ※基本的な運用としては現行の保険証の有効期限が切れるタイミング又は経過措置が終了するタイミングで一斉に職権交付、その他新規加入時等に職権交付
有効期限	電子証明書は5年間 ※更新時は市区町村で手続が必要、未更新のままだと利用登録が解除され資格確認書が職権交付	負担割合等が変わらない範囲内で利用可能 ※後期高齢者等については、保険者が有効期限を設定	最大5年で保険者が定める範囲 ※更新あり

4

4ページですが、資格情報のお知らせ、資格確認書の対比表を示しております。

名前が似ていることもありますし、資格情報のお知らせ、資格確認書、どう違うのかというお問い合わせをいただきます。一覧にしております。

まず、資格情報のお知らせはマイナ保険証がある方に、資格確認書はない方に送られます。

「取得方法・受取手段」でございますが、資格情報のお知らせ、資格確認書、それぞれ「保険者が申請によらず交付」となっております。

資格確認書は、原則は申請交付でございますけれども、当分の間は保険者が申請によらずに交付することとしております。

「用途・使用方法」であります。資格情報のお知らせは、これ単体では受診ができません。マイナ保険証と併せて提示いただくことで受診が可能となっております。

一方、資格確認書はこれ単体で受診ができます。

マイナ保険証との違いとしましては、資格確認書では医療機関への自身の医療情報の提供ができないこととなっております。

「様式・素材」であります。資格情報のお知らせはA4の紙になっております。カードの大きさに切り取ることもできます。

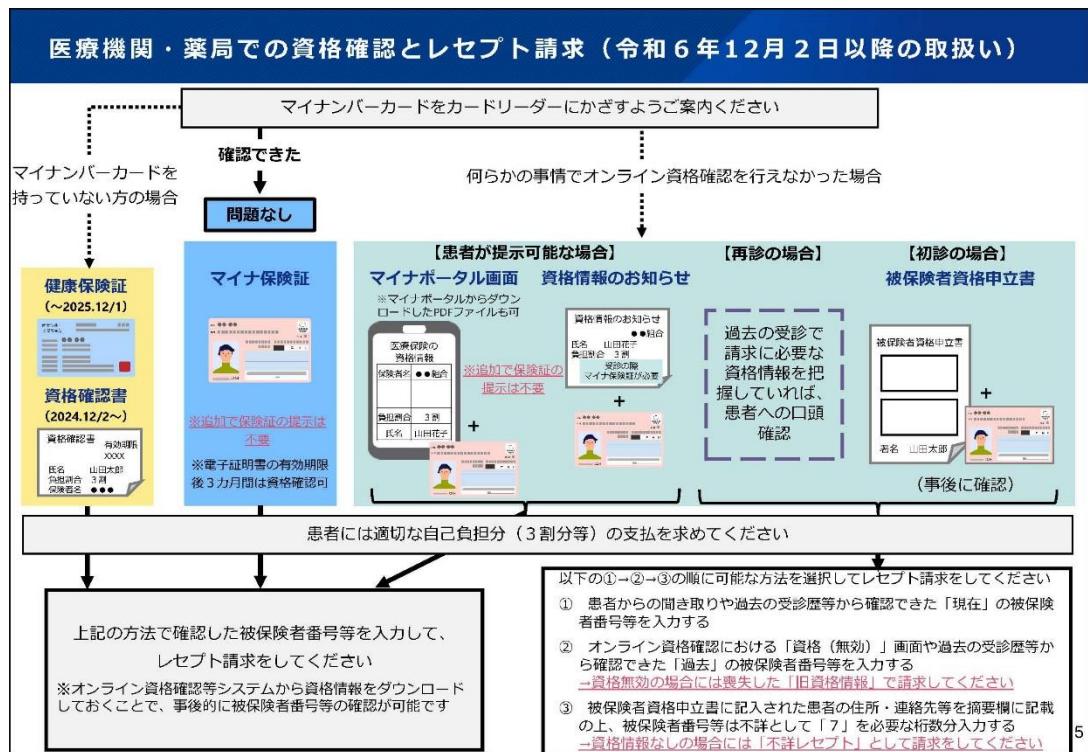
資格確認書は、基本はカード型ということであります。

「発行開始時期」であります。両方ともに基本的には令和6年12月2日以降であります。被用者保険は令和6年9月から資格情報のお知らせを順次、発送しております。

「有効期限」であります。マイナ保険証は中の電子証明書の期限が5年間ということありますので、電子証明書は5年間。

資格情報のお知らせは、負担割合等が変わらない範囲で利用ができます。

資格確認書は「最大5年で保険者が定める範囲」とされております。



次のページが、医療機関・薬局から見まして、資格確認の仕方のフロー図であります。12月2日以降の取扱いであります。一番左。マイナンバーカードを持っていない患者の場合は健康保険証または資格確認書で受診いただきます。

青い所であります。マイナ保険証で問題なく受診できた方はそのまま受診いただくと。

緑であります。何らかの事情でオンライン資格確認が行えなかった場合。患者がマイナポータルの画面または資格情報のお知らせを提示できる場合には、マイナポータルの画面、資格情報のお知らせで確認いただきます。

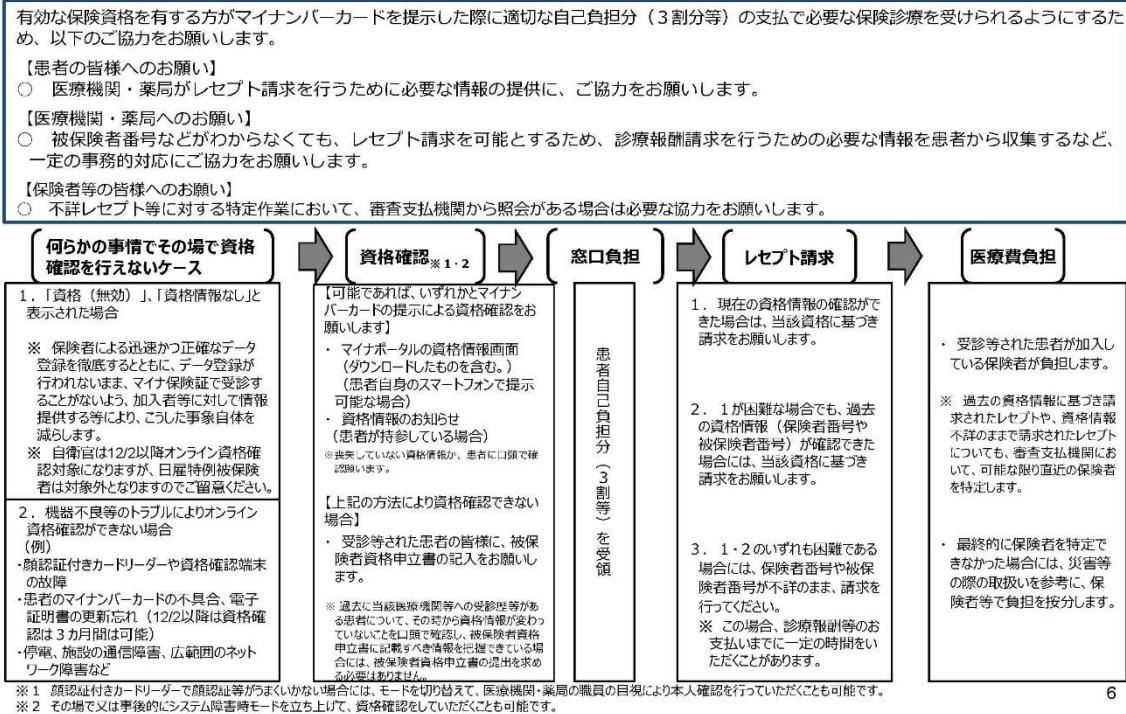
それらを提示できない場合には、

- ・再診の場合は過去の受診情報で、
- ・初診の場合は患者に申立書を記載いただきまして、

受診いただることになります。

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応 (令和6年12月2日以降の取扱い)

R5.7.10発出通知別添1
(一部改変)



6ページあります。

左側から右側に続きましてフローになっておりますけれども、一番左。何らかの事情で資格確認が行えないケース。

マイナンバーカードをかざしても「資格無効」「資格情報なし」と表示された場合。または、何らかの機器不良のトラブルがあった場合があります。

左から2番目。資格確認。患者がマイナポータルの資格情報画面や資格情報のお知らせを持っている場合には、それらとマイナンバーカードの提示によって資格確認をいたします。

それができない場合には、資格確認に被保険者資格申立書の記入を患者にお願いいたします。

窓口負担としましては、患者自己負担分3割などを受領いたしまして、

レセプト請求の仕方としましては、現在の資格情報が確認できればそれで。

できない場合には、過去の資格情報で。

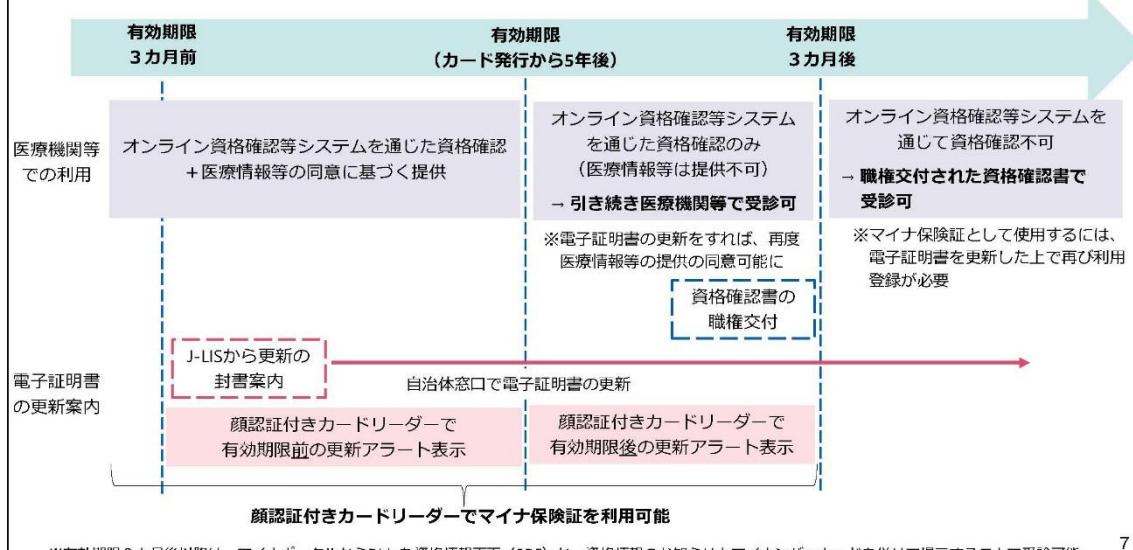
過去の資格情報も確認できない場合には、不詳のまま請求を行っていただくということになります。

いずれにしましても、マイナンバーカードをお持ちいただいた場合には3割等の自己負担で受診できるということを周知徹底してまいりたいと思っております。

電子証明書の有効期限の状況に応じたマイナ保険証の利用

12月2日以降、電子証明書の有効期限が切れても3ヵ月間は引き続きオンライン資格確認が可能であり、有効期限切れ3ヵ月後までに保険者から資格確認書を職権で交付。

※有効期限が切れて電子証明書が失効しても、マイナンバーカード本体や資格情報自体は引き続き有効。



7

7ページは、電子証明書の有効期限についてであります。電子証明書の有効期限はマイナンバーカードが発行されてから5年というふうになっております。

5年を過ぎましても、3ヵ月後までは引き続きマイナンバーカードで医療機関での受診ができます。この間に、保険者から資格確認書が職権で交付されます。

有効期限3ヵ月経ちますと、3ヵ月後になりますと、マイナンバーカードを使えなくなりますが、送られてきました資格確認書で引き続き受診をいただくということになります。

電子証明書の更新の案内につきましては、J-LISから封書で、ご自宅のほうにお届けするとともに、窓口のカードリーダーでも3ヵ月前から3ヵ月後までアラートを表示することになります。

資格確認書の切れ目のない交付について

第174回社会保障審議会
医療保険部会（令和6年1月19日）
資料1・一部更新

健康保険証の廃止に際しては、マイナ保険証を保有しない方に、申請によらず資格確認書を発行することとしている。今後、必要なシステム改修等を実施し、以下のA～Cの方々などについて、申請によらず資格確認書を交付する。

A マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方

- 実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）は、オンライン資格確認等システムから対象者情報を月次で保険者へ連携 【令和6年10月29日～】
- 保険者は対象者に資格確認書を交付

B マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方

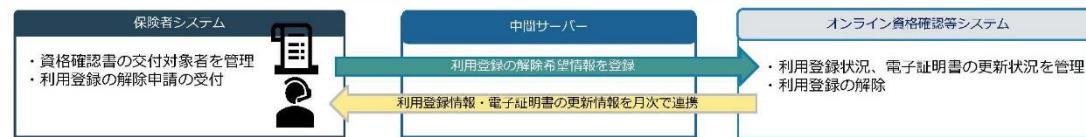
- 利用登録の解除申請は保険者が受け付けることとする。【令和6年10月28日～ 中間サーバーへの登録が可能に】
- 申請を受け付けた保険者は申請者に資格確認書を交付するとともに、医療保険者等向け中間サーバーを通じて対象者情報をオンライン資格確認等システムへ連携。
- 申請から一定期間経過後（中間サーバーにおける申請受付の翌月末）にオンライン資格確認等システムにおいて利用登録を解除。

C 電子証明書の更新を失念した方・マイナンバーカードを返納した方

- オンライン資格確認等システムから対象者情報（返納者等の情報も含む）を月次で保険者へ連携 【令和6年10月29日～】
- 保険者は対象者に資格確認書を交付

※ 電子証明書の更新を失念した方について、有効期限から3ヶ月間は手元にあるマイナンバーカードを活用して資格確認を可能とする。

※カードの返納者等で直ちに資格確認書の交付が必要な者に対しては、資格確認書の申請を案内。



(注) 施行後最大1年間、現行の保険証が使用可能な方には、その間は、資格確認書を交付しない運用を想定。

8

8ページですが、「資格確認書の切れ目のない交付について」ということであります。

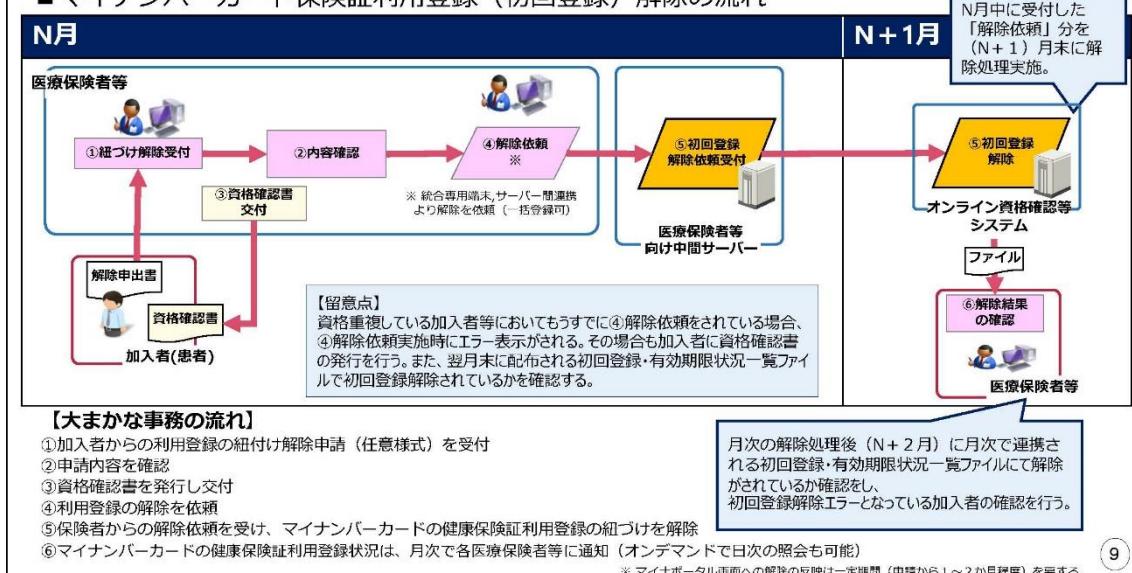
- ・マイナンバーカードの利用登録をしていない方、また、
- ・利用登録を解除した方
- ・電子証明書の更新を失念した方・カードを返納した方

これらの方々に資格確認書が切れ目なく交付できるように、10月末から保険者などと情報の連携を開始しております。

マイナ保険証の利用登録解除

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除を希望する加入者は、加入する医療保険者等に解除申請を行う。
 - ・申請内容を受けて医療保険者等は資格確認書を交付するとともに、中間サーバーにマイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除依頼を行う。

■マイナンバーカード保険証利用登録（初回登録）解除の流れ



最後のページ。9ページですが、マイナ保険証の利用登録を解除したい方のフローになります。

何らかの理由でマイナンバーカードの保険証利用登録を解除したい方は、医療保険者に紐付けの解除の連絡をいたします。

医療保険者はその内容を確認しまして、その場で資格確認書を、このタイミングで資格確認書を出していただくということになります。

実際には、解除する手続きは「N月」に申請がありましたら、「N+1月」に処理されるわけでありますけれども、患者のほう、加入者、患者のほうから見ますと、その前の時点で資格確認書が交付されますので、これを用いて受診していただくという仕組みになっております。私からの説明は以上でござります。

◎小塙隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

はい、乗りがヒラゴザイ走」を